

第 13 回 憲法人権論の基礎 5 ——表現の自由

1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という 2 つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を表出する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由を受け手の側から再構成し、それを知る権利として捉え、これも 21 条によって保障されていると考えられるようになっている。

2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されるものであると解されている（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁））。
- ・ 報道の自由取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるにとどまり、取材の自由は報道の自由と同じ法的保障を与えなかった（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定）。
- ・ わいせつ表現や差別的表現、名誉毀損的表現についても、基本的には 21 条にいう表現に含まれると考えたうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくべきとされる。

○ 博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁）

1968（昭和 43）年 1 月、米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加しようとしていた学生に対して、暴動を防止し鎮圧するため、機動隊が、博多駅構内から排除し、改札口の外で検問と持物検査を行った。この警備活動をめぐる裁判の過程で、証拠として、事件当日のニュースフィルムが必要となったため、福岡地方裁判所は、NHK と民放各社に対して、フィルムの任意提出を求めた。しかし、NHK と民放各社はこれを拒否したため、福岡地方裁判所は、刑事訴訟法 99 条 2 項に基づきフィルムの提出を命じた（福岡地決昭和 44 年 8 月 28 日刑集 23 卷 11 号 1513 頁）。これに対して、NHK と民放各社は、報道の自由を侵害するものであり、また、フィルム提出の必要性が稀薄であるとして、福岡高等裁判所に一般抗告を行ったものの、棄却されたため（福岡高決昭和 44 年 11 月 26 日高刑集 22 卷 4 号 616 頁）、最高裁判所に特別抗告をした。

最高裁判所は、公正な裁判の要請に基づく提出命令の必要性と、取材の自由が妨げられる程度や報道の自由に及ぼす影響の度合いなどの事情を比較衡量して、提出命令を合憲と判示した。その前提として、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と述べられている。

○ 「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決（最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 卷 3 号 997 頁）

出版社社長 X_1 は、英文学界において著名な D. H. Lawrence の芸術的観点からして相当高く評価されている *Lady Chatterley's Lover* の翻訳出版を企図し、文学者 X_2 にその翻訳を依頼し、訳書を出版した。その後、 X_1 と X_2 は、刑法 175 条の猥褻文書販売の罪で起訴された。

最高裁判所は、刑法 175 条にいう「猥褻ノ文書」（「わいせつな文書」）とは、「徒らに性欲を興奮又は刺戟せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」をいうとする最判昭和 26 年 5 月 10 日刑集 5 卷 6 号 1026 頁の判断を是認したうえで、 X_1 ・ X_2 いずれも有罪とする控訴審判決（東京高判昭和 27 年 12 月 10 日高刑集 5 卷 13 号 2429 頁）を維持した。